

## 第9回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年9月3日(金)  
開会 午後3時00分  
閉会 午後3時25分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 5番 梅村 幸臣

10番 湊上 幸雄

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書 記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 4 5 号	農地法第 5 条の申請について	3 件
議案第 4 6 号	農地法第 4 条の申請について	2 件
議案第 4 7 号	農地法第 3 条の申請について	4 件
議案第 4 8 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について 利用権設定 通年	2 件

8. 報告事項

報告第 1 7 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について	2 件
-----------	--------------------------	-----

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>												
議長	<p>それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 梅村 幸臣委員、10番 淵上 幸雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="391 728 1340 952"> <tr> <td>議案第45号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第46号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第47号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第48号</td> <td>農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>利用権設定 通年 2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。</p> <p>報告第17号 農地法第18条第6項通知の受理について 2件 となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。 議案第45号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>	議案第45号	農地法第5条の申請について	3件	議案第46号	農地法第4条の申請について	2件	議案第47号	農地法第3条の申請について	4件	議案第48号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 2件
議案第45号	農地法第5条の申請について	3件											
議案第46号	農地法第4条の申請について	2件											
議案第47号	農地法第3条の申請について	4件											
議案第48号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 2件											
事務局	<p>議案第45号 62番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。 図面は1ページから6ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、63番になります。 図面は7ページから12ページになります。</p>												

事務局	<p>申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が一般住宅建設のための申請です。  なお、許可を受けずに、〇〇頃宅地造成工事をしていたとして始末書が添付されています。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、64番になります。  図面は13ページから19ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が一般住宅建設のための申請です。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第45号 については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは62番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>こちらの娘さん夫婦が帰って来られて、隣に住宅と駐車場を建築したいとのこと。生産組合長さん、区長さんの判もありました。排水関係も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>62番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、63番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>道路建設のための立ち退きで、こちらに移転されるそうです。上下水道も来ているところです。区長、生産組合長の同意もありましたので問題ないと思います。  審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>63番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	特に無いようですので、続きまして、64番について担当委員の私から説明します。
担当委員	<p>譲渡人の娘さんがこの地域に家を建てたいということで、申請されています。申請にあたって、隣接者のおひとりの方からちょっと意見が出まして、事務局と自分と地元の区長さん、隣接者と申請者で意見交換を行って、問題なく進められるようになりました。</p> <p>この場所は、市道のすぐ横に水路がありますので、生活雑排水は浄化槽で処理して処理水はその水路へ接続、また、雨水も下の田んぼに流れないように水路に流すようにされています。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>64番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第46号 農地法第4条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第46号について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、15番になります。</p> <p>図面は20ページから21ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が植林のための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに〇〇頃、植林していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可しうるに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、16番になります。</p> <p>図面は22ページから23ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が植林のための申請です。</p>

事務局	<p>なお、許可を受けずに、〇〇頃、植林していたとして始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第46号 農地法第4条の申請について以上2件です。</p>
議長	15番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>申請地の周辺はほとんどが田んぼも何も作っていない山の中です。ここに、ずいぶん前に植林していたとのことでした。</p> <p>現場を確認し、区長、生産組合長の判もありましたので、問題ないと思います。</p> <p>ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>広域農道のすぐ脇になります。昔は、この辺り一帯にミカン畑がありました。今は採石場になってしまっています。</p> <p>今回の申請地は、ずいぶん前に申請者の父が植林していたということです。</p> <p>区長、生産組合長の同意もあり、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。</p>
議長	<p>16番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第47号 農地法第3条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 4件についてご説明いたします。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。</p>

事務局	<p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第47号 については以上です。</p>
議長	<p>農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第47号 農地法第3条の申請4件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第48号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第48号 利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が2名、貸付人が2名で、面積は田が4, 516㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を6ページに掲げております。</p> <p>議案第48号 利用権設定の通年については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第48号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年2件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第48号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年2件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上となりますので、続きまして報告事項に移ります。</p>

議長	報告第17号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>報告第17号 について御説明いたします。 議案の7ページになります。 2件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第17号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第17号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、報告事項を終了します。</p> <p>これで第9回農業委員会会議を閉会します。</p>